

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 248 回

「天才とは 99%の発汗であり、残りの 1%が靈感である」と言います。

前にも「運をつかむ」の中で書きましたが、直感力は大変重要です。

今のように非常に厳しい世の中になってきますと、正しい判断、正しい対応をしていかないと、結局負けてしまいます。そのためには努力、人脈、情報、そして直感力がどうしても必要になります。直感力（そして靈感）を養わなければなりません。

ところで、日本人は判断力やものの見方についてどうしても甘さがあります。第二次世界大戦はまさにそのために負けました。

経営という戦争もそうですね！！

「日本人はすぐ諦めるが、欧米人はなかなか諦めない」

「日本人は物事の二面性を見る習慣に欠けている。裏表を見るという観念がない。従って新聞を信じたり、メディアを信じたりして、すぐ信じ、またライバルの言うことをすぐ信じる。そして結局は騙される」

「日本人は個性がない、皆と一緒の行動をしたがる」

.....

これでは経営戦争に勝てませんね。

お互いもっと勉強をしていきましょう！！

前田の《今人生を語る》第 153 回

めざめよ日本人<sup>TM</sup>

日本は中国の国債を 5 兆円買います。

日本は貿易決済をドルをはずして元と円で行います。

日本の国土は日本人だけのものではないと平気で言っています。

外国人参政権を与えようとしています。

↓

このままでは、あと 10 年後はどうなるでしょうか？

沖縄は中国の物、北海道はロシアの物、日本の国は中国人、韓国人で埋め尽くされています。

まさに日本のチベット化ですね。

今、ベトナム、カンボジア、インドネシア、インド等、皆中国を恐れています。あの覇道の国中国を、人殺しの国中国を。

日本ももっと真剣に考えなくては、戦おう日本人。

そうでないと 10 年後の日本はありません！！

寄付金・義援金と所得税・個人住民税の適用関係

竹尾 元宏

あの 3.11 から 1 年が経ちました。多くの方が被災地の復興を願い、支援するための義援金を寄付したと思います。今回は寄付金・義援金と税金の関係に触れたいと思います。

東日本大震災に関連して寄付金・義援金を支出した個人が、所得控除や税額控除の適用を受けるためには、確定申告を行う必要があります。また、その種類によっては個人住民税において「ふるさと納税」（税額控除：地方自治体への寄付が適用対象）の適用もあります。以下の《表》では、それらの関係をまとめました。

《表》所得税・個人住民税における適用関係	所得税		個人住民税	
	所得控除	税額控除	基本控除 (税額控除)	特例控除 (税額控除の上乗せ分)
① 日本赤十字社へ義援金を寄付した場合	○	×	○	○
② 中央共同募金会へ義援金を寄付した場合	○	×	○	○
③ 中央共同募金会へNPO等被災者救済活動資金を寄付した場合	○	○	×	×
④ 認定NPO法人へ被災者救済活動資金を寄付した場合	○	○	×	×

※ ○は適用あり、×は適用なし。所得控除は「震災関連寄付金」に係る寄付金控除、税額控除は「特定震災指定寄付金特別控除」、基本控除は個人住民税における寄付金税額控除、特例控除は「ふるさと納税」適用時の上乗せ分税額控除を指す。

以上のように震災に係る寄付金・義援金によって、その適用が異なりますので、一度確認してみてください。

最後に、私たちは『忘れる生き物』です。しかし、忘れてはいけないものがあります。それは、大規模な災害があったという悲惨な記憶ではなく、その後の復興のため皆が協力し、復興を成し遂げたということだと思います。東日本大震災からの復興はまだ始まったばかりです。被災地のために何ができるか考え行動し、真の復興を成し遂げたとき、ともに喜び合えるようにしたいと考えています。

2月号に掲載した『200%定率法の経過措置』についての続報

2月号では、①事業年度経過措置（改正事業年度であれば、24年4月1日以後取得の資産であってもでも250%定率法を適用できる措置）と②当初年数償却終了経過措置（250%定率法適用資産について、200%定率法を適用しても当初の耐用年数で償却が終了する措置）について解説しました。

各経過措置の適用の範囲が明確となったので、続報してお知らせいたします。

①については、資産ごとの適用が可能です。

一方、②については、資産ごとの適用はできず、法人の所有する250%定率法適用の既存資産すべてが対象となります。また、旧定率法適用資産（19年3月31日以前取得）に、②には適用できません。